

平成 25 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について

平成 25 年 3 月 29 日
国住備第 573 号
国住整第 74 号
国住市第 159 号
国土交通事務次官通知

最終改正 平成 25 年 8 月 30 日
国住備第 135 号
国住整第 46 号
国住市第 85 号

平成 25 年度における公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）、住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）等の規定による住宅局所管事業についての国の補助金額の算定の基準となる国土交通大臣の定める標準建設費その他の額（以下「標準建設費等」という。）は、次のとおりとする。

第 1 標準建設費等の種類と構成

本通達において定める標準建設費等は、次の表の住宅等の種類の欄各項に掲げる住宅又は事業種類に応じ、それぞれ同表の標準建設費等の種類の欄各項に掲げるものとし、その額は、当該標準建設費等の種類に応じ、それぞれ同表の工事費等の額の欄各項に掲げる額を第 13 の規定により整理した額とする。

住宅等の種類	標準建設費等の種類		工事費等
公営住宅	公営住宅法第 7 条第 4 項（第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する標準建設・買取費	公営住宅の建設等に要する費用	第 2 及び第 4 により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
		共同施設の建設等に要する費用	第 3 により算出した共同施設工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準建設費	公営住宅の建設に要する費用	第 2 及び第 4 により算出した主体附帯工事費及び特定工事費の合計額
		共同施設の建設に要する費用	第 3 により算出した共同施設工事費の額
	公営住宅法第 8 条第 5 項に規定する標準補修費		第 5 により算出した補修工事費の額

	公営住宅法第8条第5項に規定する標準宅地復旧費	第6により算出した宅地復旧工事費の額
	公営住宅法第9条第6項(第10条第2項において準用する場合を含む。)に規定する標準住宅共用部分工事費	第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	公営住宅法第9条第6項(第10条第2項において準用する場合を含む。)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額
地域優良賃貸住宅	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領(平成19年3月28日付け国住備第162号)第4条第5項に規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
サービス付き高齢者向け住宅	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領第4条第5項に規定する標準工事費	第2及び第3により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額
住宅地区改良事業	住宅地区改良法第27条第3項に規定する標準除却費	第9により算出した不良住宅等除却費の額
	住宅地区改良法第27条第3項に規定する標準建設費	第2、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領(昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号)第4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象要綱(平成17年8月1日付け国住整第38-2号)第4第5項(3)に規定する標準住宅共用部分工事費	第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工事費	第8により算出した施設工事費の額
小規模住宅地区等改良事業	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第1項(1)及び第4項(1)並びに住宅地区改良事業等対象要綱第4第1項(1)及び第4項(1)に規定する標準除却費	第9により算出した不良住宅等除却費の額

	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第1項(3)及び(4)及び第2項(1)並びに住宅地区改良事業等対象要綱第4第1項(3)及び(4)及び第2項(1)に規定する標準建設費		第2、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(3)に規定する標準住宅共用部分工事費		第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工事費		第8により算出した施設工事費の額
改良住宅等改善事業のうちの建替事業及び既設改善関連建設事業	改良住宅等改善事業制度要綱（平成11年3月19日付け建設省住整発第25号）第16第8項に規定する国土交通大臣の定める額		第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(3)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(3)に規定する標準住宅共用部分工事費		第7により算出した住宅共用部分工事費の額
	住宅地区改良事業等補助金交付要領第4第5項(4)及び住宅地区改良事業等対象要綱第4第5項(4)に規定する標準施設工事費		第8により算出した施設工事費の額
住宅市街地総合整備事業のうち居住環境形成施設整備事業（密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限る。）	住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付け国住市第352号）第4第3号及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）附属第Ⅲ編第1章イー16－（8）1第3号に規定する国土交通大臣の定める額		第2、第9、第10及び第11により算出した主体附帯工事費、不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の合計額
住宅市街地総合整備事業のうちの都市再生住宅整備事	住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付け国	従前居住者用住宅の建設に要する費用	第2により算出した主体附帯工事費の額

業	住市第352号) 第4第8号及び社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付け国官会第2317号) 附属第Ⅲ編第1章イー16-(8) 1第8号に規定する国土交通大臣の定める額	従前営業者用の店舗等施設の建設に要する費用	第12により算出した賃貸施設工事費の額
---	--	-----------------------	---------------------

第2 主体附帯工事費

1 主体附帯工事費

(1) 主体附帯工事費(サービス付き高齢者向け住宅に係るものを除く。)は、住宅の戸数に、別表第1の(その1)から(その4)に掲げる1戸当たり主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。

(2) サービス付き高齢者向け住宅の主体附帯工事費は、住宅の戸数に次の式により算定した1戸当たり 主体附帯工事費を乗じて得た額の合計額とする。

(1戸当たり主体附帯工事費)

= (別表第1 (その5) に掲げる主体附帯工事基本額)

+ (別表第1 (その5) に掲げる主体附帯工事費面積係数) × (1戸当たり平均面積)

ただし、1戸当たり平均床面積が別表第1 (その1) に定める1戸当たり標準床面積(以下「公営住宅等の1戸当たり標準床面積」という。)を超える場合には、当該標準床面積を1戸当たり平均床面積とする。また、緊急通報システムの整備に要する費用及び高齢者又は心身障害者のために行う特別の設計又は特別の設備の設置に要する費用については、別表第1 (その5) に掲げる主体附帯工事基本額にそれぞれ1戸当たり1, 310, 000円以内又は、2, 578, 000円以内で国土交通大臣が決定した額を加算することができる。

2 主体附帯工事費の特例

(1) 1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積未満の場合(サービス付き高齢者向け住宅を除く。)

住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合(量産住宅で、1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差が1戸当たり標準床面積の1パーセント以内の場合を除く。)の主体附帯工事費は、同表に掲げる1戸当たり主体附帯工事費に、その1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたものを1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもので除した数値を乗じて得

た額を1戸当たり主体附帯工事費とする。ただし、当該事業主体又は施行者が建設又は買取りをする他の構造の住宅で、1戸当たり平均床面積が1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合においては、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum \frac{B'_i}{B_i} \times C_i \times A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \times A_i$ のときは $\sum C_i \times A_i$ とする。

D : 標準主体附帯工事費

B_i : 別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積に44㎡を加えたもの

B'_i : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積に44㎡を加えたもの

C_i : 別表第1に掲げる1戸当たり主体附帯工事費

A_i : 構造別ごとの住宅の戸数

(i は、構造別を示す添字である。)

(2) サービス付き高齢者向け住宅において1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合

当該事業主体の建設する他の構造のサービス付き高齢者向け住宅で、1戸当たり平均床面積が公営住宅等の1戸当たり標準床面積を超えるものがある場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、主体附帯工事費は、次の算式により算出することができるものとする。

$$D = \sum (B_i + P_i \times S_i) \times A_i$$

ただし、 $D > \sum C_i \times A_i$ のときは $\sum C_i \times A_i$ とする。

D : 主体附帯工事費

B_i : 構造別ごとの主体附帯工事基本額

P_i : 構造別ごとの主体附帯工事費面積係数

S_i : 構造別ごとの1戸当たり平均床面積

A_i : 構造別ごとのサービス付き高齢者向け住宅の戸数

C_i : 構造ごとの公営住宅の1戸当たり標準床面積

(i は、構造別を示す添字である。)

(3) 団地等が2以上の地区にまたがる場合

団地が別表第1に掲げる2以上の地区にまたがり、かつ、相当の面積が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属する場合においては、その団地の全域が1戸当たり主体附帯工事費の高い地区に属するものとみなす。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、「団地」とあるのは「重点整備地区」とする。

(4) 主体附帯工事費を増額する場合

別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

(5) 北海道において燃料庫を設ける場合（従前居住者用賃貸住宅を除く。）

北海道において各戸に燃料庫を設ける場合においては、別表第1（北海道）に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり主体附帯工事費（サービス付き高齢者向け住宅にあっては、1の(2)式により計算した1戸当たり主体附帯工事費）に271,000円（燃料庫の床面積が3.3㎡未満のときは、271,000円に当該燃料庫の床面積を3.3㎡で除した数値を乗じて得た額）を加えた額を1戸当たり主体附帯工事費として、1の規定を適用するものとする。

この場合において、燃料庫の床面積を控除した別表第1に掲げる構造別ごとの1戸当たり平均床面積が同表に掲げる構造別及び地区別ごとの1戸当たり標準床面積未満のときは燃料庫の床面積から当該1戸当たり平均床面積と1戸当たり標準床面積との差を控除するものとする。

第3 共同施設工事費

共同施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第4 特定工事費

特定工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第5 補修工事費

補修工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

第6 宅地復旧工事費

宅地復旧工事費は、地方整備局長又は北海道開発局長が決定した額とする。

第7 住宅共用部分工事費

住宅共用部分工事費は、第２の規定により算出される主体附帯工事費に、低層住宅（地上階数２以下の住宅をいう。）、中層住宅（地上階数３以上５以下の住宅をいう。）及び高層住宅（地上階数６以上の住宅をいう。）の区分に応じてそれぞれ次の表に定める数値を乗じて得た額とする。

区分	主体附帯工事費に乘じる数値
低層住宅	１００分の２０
中層住宅	１００分の３０（ただし、階段室型住棟のものにあつては１００分の２５）
高層住宅	１００分の３０

第８ 施設工事費

施設工事費は、国土交通大臣が決定した額とする。

第９ 不良住宅等除却費

不良住宅等除却費は、次に掲げるところにより算出した買収費（発生材の価格を控除したものをいう。以下同じ。）、除却工事費及び通常損失補償費の合計額とする。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)、(2)及び(3)中「不良住宅」とあるのは、「老朽住宅」とする。

(1) 買収費

買収費は、除却する不良住宅（当該住宅に附属する物置及び作業場を含む。以下同じ。）の買収に要する費用の１㎡当たりの額（その額が１１２，０００円を超える場合にあっては、１１２，０００円）に買収する不良住宅の延べ面積を乗じて得た額とする。

(2) 除却工事費

除却工事費は、不良住宅又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の除却工事に要する費用の１㎡当たりの額（その額が、木造住宅の除却工事で２１，０００円を超える場合にあっては２１，０００円、非木造住宅の除却工事で３０，０００円を超える場合にあっては３０，０００円）に除却する不良住宅又は改良住宅等改善事業における従前の改良住宅等の延べ面積を乗じて得た額とする。

(3) 通常損失補償費

通常損失補償費は、不良住宅の買収又は除却により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

第１０ 土地整備費

土地整備費は、次に掲げるところにより算出した建設用地取得造成費及びその他の土地整備費の合計額とする。

(1) 建設用地取得造成費

イ 用地取得費

用地取得費は、住宅建設用地の取得に要する費用に別表第3に掲げる開発充当率を乗じて得た額（その額が次の表に定める限度額に当該用地に建設される改良住宅戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）とする。

1 戸当たり建設用地取得費限度額表

（単位：千円）

地域区分	大都市－特特	大都市－特	大都市－Ⅰ	大都市－Ⅱ	その他
限度額	46,246	36,310	30,080	24,920	19,340

注1）地域区分の大都市－Ⅰ及び大都市－Ⅱは、それぞれ別表第4のその1及びその2に掲げる市町の区域とし、その他は、大都市－Ⅰ及び大都市－Ⅱの区域以外の区域とする。

注2）D I Dの区域内の用地については、その他の区域内の用地にあっては大都市－Ⅱの限度額を、大都市－Ⅱの区域内の用地にあっては大都市－Ⅰの限度額を、大都市－Ⅰの区域内の用地にあっては大都市－特の限度額を適用する。

注3）首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地若しくは近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域又は名古屋市の旧市街地の区域内においては、大都市－特の限度額を適用する。

注4）注3に掲げる区域内で、かつ、D I D区域内である区域内においては、注2及び注3にかかわらず大都市－特の限度額を適用する。

ロ 用地造成費

用地造成費は、住宅建設用地の造成に要する費用（その額が2,213,000円に当該用地に建設される住宅の戸数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額）とする。

ハ 通常損失補償費

通常損失補償費は、改良住宅建設用地の取得造成により通常生ずる損失の補償に要する額とする。

(2) その他の土地整備費

その他の土地整備費は、別表第5の費用の種類・項各欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の限度額の項各欄に定める額を限度として算出した額の合計額とする。

第11 一時収容施設等設置費

一時収容施設等設置費は、次に掲げるところにより算出した建設工事費、移設工事費、

補修工事費及びその他の経費の合計額とする。ただし、入居予定者の人数及び使用年数等を勘案して国土交通大臣が特に必要と認めたときは、これらの額に1.5を乗じて得た額に増額することができる。この場合において、住宅市街地総合整備事業については、(1)から(4)までの規定中「一時収容施設」とあるのは「仮設住宅等」とする。

(1) 建設工事費

建設工事費は、建設する一時収容施設の戸数に、次の表に掲げる使用年数の区分に応じてそれぞれ同表に定める補助基本額を乗じて得た額とする。

(単位：千円／戸)

使用年数	1年	2年	3年	4年	5年
補助基本額	1,780	1,950	2,060	2,230	2,350

(2) 移設工事費

移設工事費は、移設する一時収容施設の戸数に1戸当たり移設工事費（当該移設工事費が970,000円を超える場合にあっては、970,000円）を乗じて得た額とする。

(3) 補修工事費

補修工事費は、補修する一時収容施設の戸数に1戸当たり補修工事費（当該補修工事費が450,000円を超える場合にあっては、450,000円）を乗じて得た額とする。

(4) その他の経費

その他の経費は、次に掲げる費用の合計額とする。

イ 一時収容施設設置用地の借地に要する費用

ロ 一時収容施設の建設、移設及び補修に代えて民間借家等を賃借する費用(当該費用が1,570,000円を超える場合にあっては、1,570,000円)

ハ 仮設店舗、仮設作業場等を建設することが必要な場合における当該仮設店舗、仮設作業場等の建設、移転及び補修に要する費用（当該費用がそれぞれ一時収容施設の建設工事費移設工事費又は補修工事費を超える場合にあっては、当該超えることとなる額を除く。）

ニ 一時収容施設の建設等に附帯して必要となる補償費及びその他特別の事情により必要となる費用

第12 賃貸施設工事費

1 賃貸施設工事費は、次の算式により算出した額とする。

ただし、一の営業者に係る補助対象となる施設面積（専用面積と共用部分面積の持分の合計とする。以下同じ。）は、従前の施設面積以内で、かつ、その構造に該当す

る別表第1（その1）に掲げる1戸当たり標準床面積の2分の1以内とする。

$$X = \sum \frac{Y'_i}{Y_i} \times Z_i$$

X：賃貸施設工事費

Y_i：別表第1（その1）に掲げる住宅の構造別の1戸当たり標準床面積

Y'_i：当該施設の補助対象床面積

Z_i：別表第1（その1）に掲げる住宅の構造別の1戸当たり主体附帯工事費

（i は、構造別を示す添字である。）

2 賃貸施設工事費の特例

別表第2の対象工事費欄の(1)特殊基礎工事費、(9)店舗等併設工事費又は(15)その他特別工事費に係る同表の対象要件欄に掲げる場合に該当する場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、賃貸施設工事費は、前項の規定により算出した額に、(1)については1施設当たり1,490,000円以下、(9)については1施設当たり670,000円以下、(15)については1施設当たり1,289,000円以下で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。

第13 金額の整理

第2から第12までの規定により算出した額は、国の補助率が2分の1の場合にあつては2で、3分の1又は3分の2の場合にあつては3で、5分の2の場合にあつては5で、4分の3の場合にあつては4で、それぞれ割り切れる1,000円単位の額となるように端数を切り捨てるものとする。

別表第 1 1 戸当たり主体附帯工事費

○その 1 公営住宅等のうち日本住宅性能表示基準第 5 の 3－1 劣化対策等級 3（木造住宅の場合は等級 2）を適用するものに係る主体附帯工事費

注 1）この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅のうち日本住宅性能表示基準第 5 の 3－1 劣化対策等級 3（木造住宅の場合は等級 2）を適用するものに適用する。

注 2）地区区分及び地域の区分は、その 6 による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)				
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特 別	74.7	15,540	15,230	14,340	13,770	13,730
	大 都 市		-	12,470	11,730	11,270	11,240
	多雪寒冷		12,190	11,950	11,250	10,800	-
	一 般		-	11,590	10,910	10,480	10,450
	奄 美		-	-	-	-	12,760
木造 2 階建及び 準耐火構造 2 階建	特 別	79.3	16,380	16,060	15,200	14,690	14,650
	大 都 市		-	13,260	12,560	12,140	12,100
	多雪寒冷		13,030	12,770	12,090	11,680	-
	一 般		-	12,400	11,740	11,340	11,310
	奄 美		-	-	-	-	13,900
耐火構造平家建	特 別	74.7	17,340	17,000	15,970	15,360	15,340
	大 都 市		-	13,310	12,510	12,020	12,010
	多雪寒冷		12,960	12,710	11,940	11,480	-
	一 般		-	12,140	11,400	10,960	10,950
	奄 美		-	-	-	-	13,410
耐火構造 2 階建	特 別	79.3	17,570	17,230	16,310	15,750	15,730
	大 都 市		-	14,190	13,440	12,980	12,960
	多雪寒冷		13,980	13,700	12,980	12,520	-
	一 般		-	13,230	12,530	12,090	12,080
	奄 美		-	-	-	-	14,790
中層準耐火構造 (地上階数 3 階)	特 別	85.5	15,520	15,210	14,480	14,040	14,010
	大 都 市		-	13,210	12,570	12,180	12,160
	多雪寒冷		13,010	12,760	12,150	11,770	-

	一 般		-	12,210	11,620	11,260	11,240
	奄 美		-	-	-	-	14,450
中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特 別	94.0	17,060	16,730	15,920	15,430	15,400
	大 都 市		-	14,520	13,820	13,390	13,370
	多雪寒冷		14,310	14,030	13,350	12,940	-
	一 般		-	13,420	12,780	12,380	12,360
	奄 美		-	-	-	-	15,880
中層耐火構造 (地上階数 3 階)	特 別	85.5	15,950	15,630	14,860	14,400	14,380
	大 都 市		-	13,580	12,900	12,500	12,490
	多雪寒冷		13,390	13,130	12,470	12,090	-
	一 般		-	12,510	11,890	11,520	11,510
	奄 美		-	-	-	-	14,740
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特 別	94.0	17,530	17,190	16,330	15,830	15,810
	大 都 市		-	14,930	14,190	13,750	13,730
	多雪寒冷		14,720	14,430	13,710	13,290	-
	一 般		-	13,760	13,070	12,670	12,660
	奄 美		-	-	-	-	16,200
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階)	特 別	85.5	15,750	15,440	14,610	14,110	14,100
	大 都 市		-	13,300	12,580	12,150	12,140
	多雪寒冷		13,080	12,830	12,130	11,720	-
	一 般		-	12,190	11,530	11,140	11,130
	奄 美		-	-	-	-	14,250
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型住棟)	特 別	94.0	17,310	16,970	16,060	15,520	15,500
	大 都 市		-	14,620	13,830	13,360	13,350
	多雪寒冷		14,380	14,100	13,340	12,890	-
	一 般		-	13,400	12,680	12,250	12,230
	奄 美		-	-	-	-	15,660
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	特 別	101.1	17,040	16,710	15,930	15,470	15,450
	大 都 市		-	13,870	13,230	12,850	12,830
	多雪寒冷		15,120	14,820	14,140	13,730	-
	一 般		-	13,000	12,400	12,040	12,030
	奄 美		-	-	-	-	15,870
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	特 別		17,960	17,610	16,870	16,430	16,410
	大 都 市		-	14,280	13,680	13,320	13,310

	多雪寒冷	101.1	15,660	15,360	14,710	14,330	-
	一般		-	13,240	12,680	12,350	12,340
	奄美		-	-	-	-	16,280
高層耐火構造 (地上階数 12～13 階)	特別	101.1	18,300	17,940	17,250	16,830	16,820
	大都市		-	15,480	14,880	14,520	14,500
	多雪寒冷		16,600	16,270	15,650	15,260	-
	一般		-	14,700	14,140	13,790	13,780
	奄美		-	-	-	-	18,180
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	特別	101.1	19,400	19,020	18,340	17,940	17,930
	大都市		-	16,400	15,820	15,470	15,460
	多雪寒冷		17,590	17,250	16,630	16,270	-
	一般		-	15,580	15,020	14,700	14,690
	奄美		-	-	-	-	19,380
超高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	特別	105.6	26,760	26,240	25,460	25,030	25,010
	大都市		-	20,240	19,640	19,320	19,300
	多雪寒冷		22,620	22,170	21,520	21,160	-
	一般		-	18,360	17,820	17,520	17,500
	奄美		-	-	-	-	21,530

(北海道)

構造別		地区別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり主体附帯工事費 (千円/戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建		特別	76.3	13,320	13,060
		一般		12,410	12,170
木造 2 階建及び 準耐火構造 2 階建		特別	80.9	13,620	13,350
		一般		12,940	12,690
耐火構造平家建		特別	76.3	14,170	13,890
		一般		13,510	13,240
耐火構造 2 階建		特別	80.9	14,580	14,300
		一般		13,900	13,630
中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	14,540	14,250
		一般		13,780	13,510
	暖房設備付	特別	85.5	14,910	14,620
		一般		14,140	13,860

中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	15,950	15,640
		一般		15,130	14,830
	暖房設備付	特別	94.0	16,400	16,070
		一般		15,550	15,240
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	15,030	14,730
		一般		14,130	13,860
	暖房設備付	特別	85.5	15,430	15,120
		一般		14,500	14,220
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	16,500	16,170
		一般		15,510	15,200
	暖房設備付	特別	94.0	16,960	16,630
		一般		15,940	15,630
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	13,890	13,620
		一般		13,060	12,800
	暖房設備付	特別	85.5	14,240	13,960
		一般		13,390	13,130
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	15,240	14,940
		一般		14,340	14,050
	暖房設備付	特別	94.0	15,660	15,350
		一般		14,720	14,430
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	燃料庫付	特別	102.7	13,860	13,590
		一般		12,810	12,560
	暖房設備付	特別	101.1	14,140	13,860
		一般		13,070	12,820
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	燃料庫付	特別	102.7	15,550	15,240
		一般		14,380	14,090
	暖房設備付	特別	101.1	15,780	15,470
		一般		14,590	14,300
高層耐火構造 (地上階数 12 ～ 13 階)	燃料庫付	特別	102.7	16,540	16,210
		一般		15,290	14,990
	暖房設備付	特別	101.1	16,760	16,440
		一般		15,490	15,190
高層耐火構造 (地上階数 14 ～ 19 階)	燃料庫付	特別	102.7	18,020	17,670
		一般		16,660	16,330
	暖房設備付	特別	101.1	18,210	17,860

		一般		16,840	16,510
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	107.2	22,230	21,790
		一般		20,550	20,150
	暖房設備付	特別	105.6	22,500	22,060
		一般		20,800	20,400

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74.7	11,300
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	79.3	12,600
耐火構造平家建	74.7	12,640
耐火構造 2 階建	79.3	13,420
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	13,740
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	15,110
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	14,030
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	15,430
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	12,830
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階・片廊下型の住棟)	94.0	14,110
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	101.1	13,620
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	101.1	15,360
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	101.1	16,470

○その２ 公営住宅等のうち日本住宅性能表示基準第５の３－１劣化対策等級２（木造住宅の場合は等級１）を適用するもの等に係る主体附帯工事費

注１）この表は、公営住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅、都市再生住宅のうち日本住宅性能表示基準第５の３－１劣化対策等級２（木造住宅の場合は等級１）を適用するものに適用する。

注２）地区区分及び地域区分は、その６による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	１戸当たり 標準床面積 (㎡／戸)	１戸当たり主体附帯工事費 (千円／戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特 別	74.7	14,790	14,500	13,650	13,110	13,070
	大 都 市		-	11,870	11,170	10,730	10,700
	多雪寒冷		11,610	11,380	10,710	10,290	-
	一 般		-	11,030	10,390	9,980	9,950
	奄 美		-	-	-	-	12,150
木造２階建及び 準耐火構造２階建	特 別	79.3	15,590	15,290	14,480	13,990	13,950
	大 都 市		-	12,630	11,960	11,560	11,520
	多雪寒冷		12,400	12,160	11,520	11,130	-
	一 般		-	11,800	11,180	10,800	10,770
	奄 美		-	-	-	-	13,230
耐火構造平家建	特 別	74.7	16,520	16,190	15,210	14,630	14,610
	大 都 市		-	12,680	11,910	11,450	11,440
	多雪寒冷		12,350	12,100	11,370	10,930	-
	一 般		-	11,560	10,860	10,440	10,430
	奄 美		-	-	-	-	12,770
耐火構造２階建	特 別	79.3	16,730	16,400	15,530	14,990	14,980
	大 都 市		-	13,520	12,800	12,360	12,340
	多雪寒冷		13,310	13,050	12,360	11,930	-
	一 般		-	12,600	11,930	11,520	11,500
	奄 美		-	-	-	-	14,090
中層準耐火構造 (地上階数３階)	特 別	85.5	15,460	15,160	14,430	13,980	13,950
	大 都 市		-	13,160	12,530	12,140	12,110
	多雪寒冷		12,960	12,710	12,100	11,720	-
	一 般		-	12,160	11,580	11,220	11,200

	奄 美		-	-	-	-	14,390
中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特 別	94.0	17,000	16,660	15,860	15,370	15,340
	大 都 市		-	14,460	13,770	13,340	13,320
	多雪寒冷		14,250	13,970	13,300	12,890	-
	一 般		-	13,370	12,730	12,340	12,310
	奄 美		-	-	-	-	15,820
中層耐火構造 (地上階数 3 階)	特 別	85.5	15,890	15,580	14,800	14,340	14,330
	大 都 市		-	13,530	12,860	12,460	12,440
	多雪寒冷		13,340	13,080	12,430	12,040	-
	一 般		-	12,470	11,850	11,480	11,470
	奄 美		-	-	-	-	14,680
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特 別	94.0	17,470	17,120	16,270	15,770	15,750
	大 都 市		-	14,870	14,130	13,690	13,680
	多雪寒冷		14,660	14,380	13,660	13,240	-
	一 般		-	13,710	13,020	12,620	12,610
	奄 美		-	-	-	-	16,140
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階)	特 別	85.5	15,690	15,380	14,550	14,060	14,050
	大 都 市		-	13,250	12,530	12,110	12,100
	多雪寒冷		13,030	12,780	12,090	11,680	-
	一 般		-	12,140	11,490	11,100	11,090
	奄 美		-	-	-	-	14,190
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型住棟)	特 別	94.0	17,250	16,910	16,000	15,460	15,440
	大 都 市		-	14,560	13,780	13,310	13,300
	多雪寒冷		14,330	14,050	13,290	12,840	-
	一 般		-	13,350	12,630	12,200	12,190
	奄 美		-	-	-	-	15,610
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	特 別	101.1	16,840	16,510	15,740	15,290	15,270
	大 都 市		-	13,710	13,080	12,690	12,680
	多雪寒冷		14,940	14,650	13,970	13,570	-
	一 般		-	12,850	12,250	11,900	11,890
	奄 美		-	-	-	-	15,690
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	特 別	101.1	17,750	17,400	16,670	16,240	16,220
	大 都 市		-	14,120	13,520	13,170	13,160
	多雪寒冷		15,480	15,180	14,540	14,160	-

	一 般		-	13,080	12,530	12,200	12,190
	奄 美		-	-	-	-	16,090
高層耐火構造 (地上階数 12～13 階)	特 別	101.1	18,090	17,730	17,050	16,640	16,620
	大 都 市		-	15,290	14,710	14,350	14,330
	多雪寒冷		16,400	16,080	15,460	15,080	-
	一 般		-	14,530	13,970	13,630	13,610
	奄 美		-	-	-	-	17,970
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	特 別	101.1	19,170	18,800	18,120	17,730	17,710
	大 都 市		-	16,210	15,630	15,290	15,280
	多雪寒冷		17,380	17,040	16,430	16,080	-
	一 般		-	15,400	14,850	14,530	14,510
	奄 美		-	-	-	-	19,150
超高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	特 別	105.6	26,450	25,930	25,160	24,740	24,710
	大 都 市		-	20,000	19,410	19,090	19,070
	多雪寒冷		22,350	21,910	21,260	20,910	-
	一 般		-	18,150	17,610	17,310	17,300
	奄 美		-	-	-	-	21,280

(北海道)

構造別		地区別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡／戸)	1 戸当たり主体附帯工事費 (千円／戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建		特別	76.3	12,690	12,440
		一般		11,820	11,590
木造 2 階建及び 準耐火構造 2 階建		特別	80.9	12,970	12,710
		一般		12,320	12,080
耐火構造平家建		特別	76.3	13,490	13,230
		一般		12,860	12,620
耐火構造 2 階建		特別	80.9	13,890	13,620
		一般		13,240	12,980
中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	14,480	14,200
		一般		13,730	13,460
	暖房設備付	特別	85.5	14,850	14,560
		一般		14,090	13,810

中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	15,890	15,580
		一般		15,070	14,780
	暖房設備付	特別	94.0	16,330	16,010
		一般		15,490	15,180
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	14,970	14,680
		一般		14,080	13,800
	暖房設備付	特別	85.5	15,370	15,070
		一般		14,450	14,160
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	16,430	16,110
		一般		15,450	15,150
	暖房設備付	特別	94.0	16,890	16,560
		一般		15,880	15,570
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	87.1	13,840	13,570
		一般		13,010	12,760
	暖房設備付	特別	85.5	14,190	13,910
		一般		13,340	13,080
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	95.6	15,180	14,890
		一般		14,280	14,000
	暖房設備付	特別	94.0	15,600	15,290
		一般		14,670	14,380
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	燃料庫付	特別	102.7	13,700	13,430
		一般		12,660	12,410
	暖房設備付	特別	101.1	13,980	13,700
		一般		12,920	12,670
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	燃料庫付	特別	102.7	15,370	15,070
		一般		14,210	13,930
	暖房設備付	特別	101.1	15,600	15,290
		一般		14,420	14,130
高層耐火構造 (地上階数 12 ～ 13 階)	燃料庫付	特別	102.7	16,340	16,020
		一般		15,110	14,810
	暖房設備付	特別	101.1	16,570	16,240
		一般		15,310	15,010
高層耐火構造 (地上階数 14 ～ 19 階)	燃料庫付	特別	102.7	17,810	17,460
		一般		16,460	16,140
	暖房設備付	特別	101.1	18,000	17,650

		一般		16,640	16,310
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	107.2	21,970	21,540
		一般		20,310	19,910
	暖房設備付	特別	105.6	22,240	21,800
		一般		20,560	20,160

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡/戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円/戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	74.7	10,760
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	79.3	12,000
耐火構造平家建	74.7	12,040
耐火構造 2 階建	79.3	12,780
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	13,690
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	15,050
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	13,980
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	94.0	15,370
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階・片廊下型以外の住棟)	85.5	12,780
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階・片廊下型の住棟)	94.0	14,060
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	101.1	13,460
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	101.1	15,180
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	101.1	16,280

○その３ 地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第５の３－１劣化対策等級３（木造住宅の場合は等級２）を適用するものに係る主体附带工事費

注１）この表は、地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第５の３－１劣化対策等級３（木造住宅の場合は等級２）を適用するものに適用する。

注２）地区区分及び地域の区分は、その６による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	１戸当たり 標準床面積 (㎡／戸)	１戸当たり主体附带工事費 (千円／戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特 別	81.3	16,890	16,560	15,600	14,970	14,940
	大 都 市		-	13,560	12,750	12,240	12,210
	多雪寒冷		13,260	12,990	12,240	11,730	-
	一 般		-	12,600	11,850	11,400	11,340
	奄 美		-	-	-	-	13,890
木造２階建及び 準耐火構造２階建	特 別	85.9	17,730	17,370	16,440	15,900	15,840
	大 都 市		-	14,340	13,590	13,140	13,080
	多雪寒冷		14,100	13,830	13,080	12,630	-
	一 般		-	13,410	12,690	12,270	12,240
	奄 美		-	-	-	-	15,030
耐火構造平家建	特 別	81.3	18,870	18,480	17,370	16,710	16,680
	大 都 市		-	14,460	13,590	13,080	13,050
	多雪寒冷		14,100	13,830	12,990	12,480	-
	一 般		-	13,200	12,390	11,910	11,910
	奄 美		-	-	-	-	14,580
耐火構造２階建	特 別	85.9	19,020	18,660	17,670	17,040	17,010
	大 都 市		-	15,360	14,550	14,040	14,040
	多雪寒冷		15,120	14,820	14,040	13,560	-
	一 般		-	14,310	13,560	13,080	13,080
	奄 美		-	-	-	-	16,020
中層準耐火構造 (地上階数３階)	特 別	92.1	16,710	16,380	15,600	15,090	15,060
	大 都 市		-	14,220	13,530	13,110	13,080
	多雪寒冷		14,010	13,740	13,080	12,660	-

	一 般		-	13,140	12,510	12,120	12,090
	奄 美		-	-	-	-	15,540
中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特 別	100.6	18,240	17,880	17,040	16,500	16,470
	大 都 市		-	15,510	14,790	14,310	14,280
	多雪寒冷		15,300	15,000	14,280	13,830	-
	一 般		-	14,340	13,650	13,230	13,200
	奄 美		-	-	-	-	16,980
中層耐火構造 (地上階数 3 階)	特 別	92.1	17,160	16,830	15,990	15,480	15,480
	大 都 市		-	14,610	13,890	13,440	13,440
	多雪寒冷		14,400	14,130	13,410	12,990	-
	一 般		-	13,470	12,780	12,390	12,390
	奄 美		-	-	-	-	15,870
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特 別	100.6	18,750	18,390	17,460	16,920	16,920
	大 都 市		-	15,960	15,180	14,700	14,670
	多雪寒冷		15,750	15,420	14,670	14,220	-
	一 般		-	14,700	13,980	13,530	13,530
	奄 美		-	-	-	-	17,340
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階)	特 別	92.1	16,950	16,620	15,720	15,180	15,180
	大 都 市		-	14,310	13,530	13,080	13,080
	多雪寒冷		14,070	13,800	13,050	12,600	-
	一 般		-	13,110	12,390	11,970	11,970
	奄 美		-	-	-	-	15,330
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型住棟)	特 別	100.6	18,510	18,150	17,160	16,590	16,560
	大 都 市		-	15,630	14,790	14,280	14,280
	多雪寒冷		15,390	15,090	14,250	13,770	-
	一 般		-	14,310	13,560	13,080	13,080
	奄 美		-	-	-	-	16,740
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	特 別	107.7	18,150	17,790	16,950	16,470	16,440
	大 都 市		-	14,760	14,070	13,680	13,650
	多雪寒冷		16,080	15,780	15,060	14,610	-
	一 般		-	13,830	13,200	12,810	12,810
	奄 美		-	-	-	-	16,890
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	特 別	107.7	19,110	18,750	17,970	17,490	17,460
	大 都 市		-	15,210	14,550	14,190	14,160
	多雪寒冷		16,680	16,350	15,660	15,240	-

	一 般		-	14,100	13,500	13,140	13,140
	奄 美		-	-	-	-	17,340
高層耐火構造 (地上階数 12～13 階)	特 別	107.7	19,470	19,110	18,360	17,910	17,910
	大 都 市		-	16,470	15,840	15,450	15,420
	多雪寒冷		17,670	17,310	16,650	16,260	-
	一 般		-	15,660	15,030	14,670	14,670
	奄 美		-	-	-	-	19,350
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	特 別	107.7	20,640	20,250	19,530	19,110	19,080
	大 都 市		-	17,460	16,830	16,470	16,440
	多雪寒冷		18,720	18,360	17,700	17,310	-
	一 般		-	16,590	15,990	15,630	15,630
	奄 美		-	-	-	-	20,640
超高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	特 別	112.2	28,410	27,870	27,030	26,580	26,550
	大 都 市		-	21,480	20,850	20,520	20,490
	多雪寒冷		24,030	23,550	22,860	22,470	-
	一 般		-	19,500	18,930	18,600	18,570
	奄 美		-	-	-	-	22,860

(北海道)

構造別		地区別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡／戸)	1 戸当たり主体附帯工事費 (千円／戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建		特別	82.9	14,460	14,190
		一般		13,470	13,200
木造 2 階建及び 準耐火構造 2 階建		特別	87.5	14,730	14,430
		一般		13,980	13,710
耐火構造平家建		特別	82.9	15,390	15,090
		一般		14,670	14,370
耐火構造 2 階建		特別	87.5	15,750	15,450
		一般		15,030	14,730
中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	15,630	15,330
		一般		14,820	14,520
	暖房設備付	特別	92.1	16,050	15,720
		一般		15,210	14,910
中層準耐火構造	燃料庫付	特別	102.2	17,040	16,710

(地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	暖房設備付	一般	100.6	16,170	15,840
		特別		17,520	17,190
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	16,140	15,840
		一般		15,180	14,880
	暖房設備付	特別	92.1	16,590	16,290
		一般		15,600	15,300
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	17,610	17,280
		一般		16,560	16,230
	暖房設備付	特別	100.6	18,120	17,790
		一般		17,040	16,710
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	14,940	14,640
		一般		14,040	13,770
	暖房設備付	特別	92.1	15,330	15,030
		一般		14,400	14,130
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	16,290	15,960
		一般		15,300	15,000
	暖房設備付	特別	100.6	16,740	16,410
		一般		15,750	15,420
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	燃料庫付	特別	109.3	14,730	14,430
		一般		13,620	13,350
	暖房設備付	特別	107.7	15,060	14,760
		一般		13,920	13,650
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	燃料庫付	特別	109.3	16,530	16,200
		一般		15,270	14,970
	暖房設備付	特別	107.7	16,800	16,470
		一般		15,510	15,210
高層耐火構造 (地上階数 12 ～ 13 階)	燃料庫付	特別	109.3	17,580	17,250
		一般		16,260	15,930
	暖房設備付	特別	107.7	17,850	17,490
		一般		16,500	16,170
高層耐火構造 (地上階数 14 ～ 19 階)	燃料庫付	特別	109.3	19,170	18,780
		一般		17,700	17,370
	暖房設備付	特別	107.7	19,380	19,020
		一般		17,910	17,580

高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	113.8	23,580	23,130
		一般		21,810	21,360
	暖房設備付	特別	112.2	23,880	23,430
		一般		22,080	21,660

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡／戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円／戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	12,270
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	85.9	13,650
耐火構造平家建	81.3	13,740
耐火構造 2 階建	85.9	14,520
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	14,790
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	16,170
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	15,090
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	16,500
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	13,800
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階・片廊下型の住棟)	100.6	15,090
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	107.7	14,490
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	107.7	16,350
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	107.7	17,520

○その４ 地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第５の３－１劣化対策等級２（木造住宅の場合は等級１）を適用するもの及び地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものを除く）に係る主体附帯工事費

注１）この表は、地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものに限る）のうち日本住宅性能表示基準第５の３－１劣化対策等級２（木造住宅の場合は等級１）を適用するもの及び地域優良賃貸住宅（地方公共団体が整備するものを除く）に適用する。

注２）地区区分及び地域の区分は、その６による。

（北海道・沖縄以外の地域）

構造別	地区別	１戸当たり 標準床面積 (㎡／戸) B	１戸当たり主体附帯工事費 (千円／戸)				
			I	II	III	IV	V
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特 別	81.3	16,080	15,780	14,850	14,250	14,220
	大 都 市		-	12,900	12,150	11,670	11,640
	多雪寒冷		12,630	12,360	11,640	11,190	-
	一 般		-	12,000	11,280	10,830	10,800
	奄 美		-	-	-	-	13,200
木造２階建及び 準耐火構造２階建	特 別	85.9	16,890	16,560	15,660	15,150	15,090
	大 都 市		-	13,680	12,930	12,510	12,480
	多雪寒冷		13,410	13,170	12,450	12,030	-
	一 般		-	12,780	12,090	11,670	11,640
	奄 美		-	-	-	-	14,310
耐火構造平家建	特 別	81.3	17,970	17,610	16,530	15,900	15,900
	大 都 市		-	13,770	12,960	12,450	12,420
	多雪寒冷		13,410	13,170	12,360	11,880	-
	一 般		-	12,570	11,790	11,340	11,340
	奄 美		-	-	-	-	13,890
耐火構造２階建	特 別	85.9	18,120	17,760	16,800	16,230	16,200
	大 都 市		-	14,640	13,860	13,380	13,350
	多雪寒冷		14,400	14,130	13,380	12,900	-
	一 般		-	13,620	12,900	12,450	12,450
	奄 美		-	-	-	-	15,240
中層準耐火構造 (地上階数３階)	特 別		16,650	16,320	15,540	15,060	15,030
	大 都 市		-	14,160	13,470	13,050	13,020

	多雪寒冷	92.1	13,950	13,680	13,020	12,600	-
	一 般		-	13,080	12,450	12,060	12,060
	奄 美		-	-	-	-	15,480
中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特 別	100.6	18,180	17,820	16,950	16,440	16,410
	大 都 市		-	15,450	14,730	14,280	14,250
	多雪寒冷		15,240	14,940	14,220	13,770	-
	一 般		-	14,310	13,620	13,200	13,170
	奄 美		-	-	-	-	16,920
中層耐火構造 (地上階数 3 階)	特 別	92.1	17,100	16,770	15,930	15,420	15,420
	大 都 市		-	14,550	13,830	13,410	13,380
	多雪寒冷		14,340	14,070	13,380	12,960	-
	一 般		-	13,410	12,750	12,360	12,330
	奄 美		-	-	-	-	15,810
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	特 別	100.6	18,690	18,300	17,400	16,860	16,830
	大 都 市		-	15,900	15,120	14,640	14,640
	多雪寒冷		15,690	15,360	14,610	14,160	-
	一 般		-	14,640	13,920	13,500	13,470
	奄 美		-	-	-	-	17,250
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階)	特 別	92.1	16,890	16,560	15,660	15,120	15,120
	大 都 市		-	14,250	13,500	13,020	13,020
	多雪寒冷		14,010	13,740	13,020	12,570	-
	一 般		-	13,050	12,360	11,940	11,940
	奄 美		-	-	-	-	15,270
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型住棟)	特 別	100.6	18,450	18,090	17,100	16,530	16,500
	大 都 市		-	15,570	14,730	14,220	14,220
	多雪寒冷		15,330	15,030	14,220	13,740	-
	一 般		-	14,280	13,500	13,050	13,020
	奄 美		-	-	-	-	16,680
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	特 別	107.7	17,910	17,580	16,770	16,260	16,260
	大 都 市		-	14,580	13,920	13,500	13,500
	多雪寒冷		15,900	15,600	14,880	14,430	-
	一 般		-	13,680	13,050	12,660	12,660
	奄 美		-	-	-	-	16,710
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	特 別		18,900	18,540	17,760	17,280	17,250
	大 都 市		-	15,030	14,400	14,010	14,010

	多雪寒冷	107.7	16,470	16,140	15,480	15,060	-
	一 般		-	13,920	13,350	12,990	12,960
	奄 美		-	-	-	-	17,130
高層耐火構造 (地上階数 12～13 階)	特 別	107.7	19,260	18,870	18,150	17,700	17,700
	大 都 市		-	16,290	15,660	15,270	15,240
	多雪寒冷		17,460	17,100	16,470	16,050	-
	一 般		-	15,450	14,880	14,490	14,490
	奄 美		-	-	-	-	19,140
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	特 別	107.7	20,400	20,010	19,290	18,870	18,870
	大 都 市		-	17,250	16,620	16,290	16,260
	多雪寒冷		18,510	18,150	17,490	17,100	-
	一 般		-	16,380	15,810	15,450	15,450
	奄 美		-	-	-	-	20,400
超高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	特 別	112.2	28,080	27,540	26,730	26,280	26,250
	大 都 市		-	21,240	20,610	20,280	20,250
	多雪寒冷		23,730	23,280	22,590	22,200	-
	一 般		-	19,260	18,690	18,390	18,360
	奄 美		-	-	-	-	22,590

(北海道)

構造別		地区別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡／戸)	1 戸当たり主体附帯工事費 (千円／戸)	
				I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建		特別	82.9	13,770	13,500
		一般		12,810	12,570
木造 2 階建及び 準耐火構造 2 階建		特別	87.5	14,010	13,740
		一般		13,320	13,050
耐火構造平家建		特別	82.9	14,640	14,370
		一般		13,950	13,680
耐火構造 2 階建		特別	87.5	15,000	14,700
		一般		14,310	14,010
中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	15,570	15,270
		一般		14,760	14,460
	暖房設備付	特別	92.1	15,990	15,660
		一般		15,150	14,850

中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	16,980	16,650
		一般		16,110	15,780
	暖房設備付	特別	100.6	17,460	17,130
		一般		16,560	16,230
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	16,080	15,780
		一般		15,120	14,820
	暖房設備付	特別	92.1	16,530	16,200
		一般		15,540	15,240
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	17,550	17,220
		一般		16,500	16,170
	暖房設備付	特別	100.6	18,060	17,700
		一般		16,980	16,650
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	93.7	14,880	14,580
		一般		13,980	13,710
	暖房設備付	特別	92.1	15,270	14,970
		一般		14,370	14,070
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	102.2	16,230	15,900
		一般		15,240	14,940
	暖房設備付	特別	100.6	16,680	16,350
		一般		15,690	15,390
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	燃料庫付	特別	109.3	14,550	14,280
		一般		13,470	13,200
	暖房設備付	特別	107.7	14,880	14,580
		一般		13,740	13,470
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	燃料庫付	特別	109.3	16,350	16,020
		一般		15,120	14,820
	暖房設備付	特別	107.7	16,590	16,290
		一般		15,330	15,030
高層耐火構造 (地上階数 12 ～ 13 階)	燃料庫付	特別	109.3	17,370	17,040
		一般		16,080	15,750
	暖房設備付	特別	107.7	17,640	17,280
		一般		16,290	15,990
高層耐火構造 (地上階数 14 ～ 19 階)	燃料庫付	特別	109.3	18,930	18,570
		一般		17,520	17,160
	暖房設備付	特別	107.7	19,170	18,780

		一般		17,700	17,370
高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	113.8	23,310	22,860
		一般		21,540	21,120
	暖房設備付	特別	112.2	23,610	23,160
		一般		21,840	21,390

(沖縄)

構 造 別	1 戸当たり 標準床面積 (㎡／戸)	1 戸当たり 主体附帯工事費 (千円／戸)
木造平家建及び準耐火構造平家建	81.3	11,700
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	85.9	12,990
耐火構造平家建	81.3	13,080
耐火構造 2 階建	85.9	13,830
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	14,730
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	16,110
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	15,030
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	100.6	16,440
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階・片廊下型以外の住棟)	92.1	13,740
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階・片廊下型の住棟)	100.6	15,030
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	107.7	14,310
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	107.7	16,140
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	107.7	17,310

○その５ サービス付き高齢者向け住宅に係る主体附帯工事費

注１）この表は、サービス付き高齢者向け住宅に適用する。

注２）地区区分及び地域の区分は、その６による。

(北海道・沖縄以外の地域)

構造別	地区別	主体附帯工事費基本額 (千円／戸)					主体附帯工事費 面積係数(千円／㎡)				
		I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	V	I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	V
木造平家建 及び 準耐火構造平屋建	特 別	5,484	5,376	5,060	4,861	4,846	125	122	115	110	110
	大 都 市	-	4,401	4,142	3,979	3,967	-	100	94	90	90
	多雪寒冷	4,302	4,218	3,970	3,814	-	98	96	90	87	-
	一 般	-	4,090	3,850	3,698	3,687	-	93	88	84	84
	奄 美	-	-	-	-	4,505	-	-	-	-	102
木造２階建 及び 準耐火構造２階建	特 別	5,565	5,456	5,166	4,992	4,977	126	124	117	113	113
	大 都 市	-	4,507	4,268	4,124	4,111	-	102	97	94	93
	多雪寒冷	4,427	4,340	4,109	3,971	-	101	99	93	90	-
	一 般	-	4,212	3,989	3,854	3,842	-	96	91	88	87
	奄 美	-	-	-	-	4,722	-	-	-	-	107
耐火構造平家建	特 別	6,122	6,002	5,639	5,422	5,416	139	136	128	123	123
	大 都 市	-	4,698	4,414	4,244	4,240	-	107	100	96	96
	多雪寒冷	4,576	4,486	4,215	4,053	-	104	102	96	92	-
	一 般	-	4,284	4,025	3,870	3,866	-	97	91	88	88
	奄 美	-	-	-	-	4,733	-	-	-	-	108
耐火構造２階建	特 別	5,971	5,854	5,543	5,351	5,346	136	133	126	122	121
	大 都 市	-	4,824	4,568	4,409	4,405	-	110	104	100	100
	多雪寒冷	4,749	4,656	4,409	4,256	-	108	106	100	97	-
	一 般	-	4,496	4,258	4,110	4,105	-	102	97	93	93
	奄 美	-	-	-	-	5,027	-	-	-	-	114
中層準耐火構造 (地上階数３階)	特 別	5,253	5,150	4,903	4,751	4,741	119	117	111	108	108
	大 都 市	-	4,470	4,256	4,124	4,115	-	102	97	94	94
	多雪寒冷	4,404	4,318	4,111	3,983	-	100	98	93	91	-
	一 般	-	4,133	3,935	3,813	3,805	-	94	89	87	86
	奄 美	-	-	-	-	4,890	-	-	-	-	111
中層準耐火構造 (地上階数３階) (片廊下型住棟)	特 別	5,419	5,313	5,058	4,901	4,892	123	121	115	111	111
	大 都 市	-	4,612	4,391	4,254	4,246	-	105	100	97	96
	多雪寒冷	4,544	4,455	4,241	4,110	-	103	101	96	93	-
	一 般	-	4,264	4,059	3,934	3,926	-	97	92	89	89
	奄 美	-	-	-	-	5,045	-	-	-	-	115
中層耐火構造 (地上階数３階)	特 別	5,398	5,292	5,029	4,873	4,868	123	120	114	111	111
	大 都 市	-	4,596	4,368	4,232	4,228	-	104	99	96	96
	多雪寒冷	4,532	4,443	4,222	4,091	-	103	101	96	93	-
	一 般	-	4,236	4,025	3,900	3,896	-	96	91	89	89
	奄 美	-	-	-	-	4,988	-	-	-	-	113
中層耐火構造 (地上階数３階)	特 別	5,569	5,460	5,188	5,027	5,022	127	124	118	114	114
	大 都 市	-	4,742	4,506	4,366	4,362	-	108	102	99	99
	多雪寒冷	4,676	4,584	4,356	4,221	-	106	104	99	96	-

(片廊下型住棟)	一 般	-	4,370	4,153	4,024	4,020	-	99	94	91	91
	奄 美	-	-	-	-	5,147	-	-	-	-	117
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階)	特 別	5,330	5,226	4,944	4,777	4,772	121	119	112	109	108
	大 都 市	-	4,501	4,258	4,114	4,110	-	102	97	94	93
	多雪寒冷	4,428	4,341	4,107	3,968	-	101	99	93	90	-
	一 般	-	4,125	3,903	3,771	3,767	-	94	89	86	86
	奄 美	-	-	-	-	4,823	-	-	-	-	110
中層耐火構造 (地上階数 4～5 階) (片廊下型住棟)	特 別	5,499	5,392	5,101	4,928	4,923	125	123	116	112	112
	大 都 市	-	4,644	4,393	4,245	4,240	-	106	100	96	96
	多雪寒冷	4,568	4,479	4,237	4,094	-	104	102	96	93	-
	一 般	-	4,256	4,026	3,890	3,886	-	97	92	88	88
	奄 美	-	-	-	-	4,976	-	-	-	-	113
高層耐火構造 (地上階数 6～8 階)	特 別	5,106	5,006	4,774	4,635	4,631	116	114	109	105	105
	大 都 市	-	4,158	3,965	3,850	3,846	-	94	90	87	87
	多雪寒冷	4,531	4,443	4,237	4,114	-	103	101	96	93	-
	一 般	-	3,897	3,716	3,608	3,604	-	89	84	82	82
	奄 美	-	-	-	-	4,757	-	-	-	-	108
高層耐火構造 (地上階数 9～11 階)	特 別	5,383	5,278	5,056	4,923	4,918	122	120	115	112	112
	大 都 市	-	4,281	4,101	3,993	3,989	-	97	93	91	91
	多雪寒冷	4,694	4,602	4,409	4,293	-	107	105	100	98	-
	一 般	-	3,967	3,801	3,701	3,697	-	90	86	84	84
	奄 美	-	-	-	-	4,880	-	-	-	-	111
高層耐火構造 (地上階数 12～13 階)	特 別	5,485	5,377	5,171	5,045	5,040	125	122	118	115	115
	大 都 市	-	4,638	4,459	4,351	4,346	-	105	101	99	99
	多雪寒冷	4,974	4,876	4,689	4,574	-	113	111	107	104	-
	一 般	-	4,405	4,236	4,133	4,129	-	100	96	94	94
	奄 美	-	-	-	-	5,449	-	-	-	-	124
高層耐火構造 (地上階数 14～19 階)	特 別	5,814	5,700	5,495	5,377	5,372	132	130	125	122	122
	大 都 市	-	4,916	4,739	4,637	4,633	-	112	108	105	105
	多雪寒冷	5,272	5,168	4,983	4,876	-	120	117	113	111	-
	一 般	-	4,669	4,502	4,405	4,401	-	106	102	100	100
	奄 美	-	-	-	-	5,808	-	-	-	-	132
超高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	特 別	7,778	7,626	7,400	7,276	7,269	177	173	168	165	165
	大 都 市	-	5,884	5,710	5,614	5,609	-	134	130	128	127
	多雪寒冷	6,574	6,445	6,254	6,150	-	149	146	142	140	-
	一 般	-	5,337	5,179	5,093	5,087	-	121	118	116	116
	奄 美	-	-	-	-	6,258	-	-	-	-	142

(北海道)

構造別	地区別	1 戸当たり主体附帯工事費 (千円／戸)		主体附帯工事費面積係数 (千円／戸)	
		I	II	I	II
木造平家建及び 準耐火構造平屋建	特別	4,641	4,550	105	103
	一般	4,322	4,238	98	96

木造 2 階建及び 準耐火構造 2 階建		特別	4,570	4,480	104	102
		一般	4,341	4,255	99	97
耐火構造平家建		特別	4,935	4,839	112	110
		一般	4,704	4,612	107	105
耐火構造 2 階建		特別	4,892	4,797	111	109
		一般	4,663	4,572	106	104
中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	4,861	4,766	110	108
		一般	4,608	4,518	105	103
	暖房設備付	特別	5,046	4,947	115	112
		一般	4,787	4,693	109	107
中層準耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	5,009	4,911	114	112
		一般	4,751	4,658	108	106
	暖房設備付	特別	5,208	5,106	118	116
		一般	4,938	4,841	112	110
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	5,025	4,926	114	112
		一般	4,725	4,633	107	105
	暖房設備付	特別	5,221	5,119	119	116
		一般	4,909	4,812	112	109
中層耐火構造 (地上階数 3 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	5,180	5,078	118	115
		一般	4,870	4,774	111	109
	暖房設備付	特別	5,387	5,281	122	120
		一般	5,064	4,965	115	113
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型以外の住棟)	燃料庫付	特別	4,645	4,554	106	103
		一般	4,367	4,281	99	97
	暖房設備付	特別	4,821	4,727	110	107
		一般	4,533	4,445	103	101
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階) (片廊下型住棟)	燃料庫付	特別	4,786	4,692	109	107
		一般	4,501	4,413	102	100
	暖房設備付	特別	4,973	4,876	113	111
		一般	4,677	4,585	106	104
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	燃料庫付	特別	4,108	4,027	93	92
		一般	3,798	3,724	86	85
	暖房設備付	特別	4,238	4,155	96	94
		一般	3,918	3,841	89	87
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	燃料庫付	特別	4,609	4,519	105	103
		一般	4,261	4,178	97	95
	暖房設備付	特別	4,730	4,637	108	105
		一般	4,371	4,285	99	97
高層耐火構造 (地上階数 12 ～ 13 階)	燃料庫付	特別	4,902	4,806	111	109
		一般	4,532	4,443	103	101
	暖房設備付	特別	5,024	4,925	114	112
		一般	4,643	4,552	106	103
高層耐火構造 (地上階数 14 ～ 19 階)	燃料庫付	特別	5,341	5,236	121	119
		一般	4,938	4,841	112	110
	暖房設備付	特別	5,458	5,351	124	122
		一般	5,046	4,947	115	112

高層耐火構造 (地上階数 20 階～)	燃料庫付	特別	6,392	6,267	145	142
		一般	5,911	5,795	134	132
	暖房設備付	特別	6,541	6,412	149	146
		一般	6,047	5,928	137	135

(沖縄)

構 造 別	1 戸あたり 主体附帯工事費基本額 (千円／戸)	主体付帯工事費 面積係数 (千円／㎡)
木造平家建及び準耐火構造平家建	3,987	91
木造 2 階建及び準耐火構造 2 階建	4,283	97
耐火構造平家建	4,463	101
耐火構造 2 階建	4,560	104
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	4,651	106
中層準耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	4,800	109
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型以外の住棟)	4,748	108
中層耐火構造 (地上階数 3 階・片廊下型の住棟)	4,901	111
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階・片廊下型以外の住棟)	4,342	99
中層耐火構造 (地上階数 4 ～ 5 階・片廊下型の住棟)	4,483	102
高層耐火構造 (地上階数 6 ～ 8 階)	4,082	93
高層耐火構造 (地上階数 9 ～ 11 階)	4,602	105
高層耐火構造 (地上階数 12 階～)	4,936	112

○その 6 主体附帯工事費の地区区分及び地域の区分

(北海道・沖縄以外の地域)

地 区 名	地 域
特 別 地 区	首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第 2 条第 3 項に規定する既成市街地及び同条第 4 項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和38年法律第 129号）第 2 条第 3 項に規定する既成都市区域及び同条第 4 項に規定する近郊整備区域、離島振興法（昭和28年法律第72

	号) 第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する特別豪雪地帯
大都市地区	東京・大阪・埼玉・千葉・神奈川・静岡・愛知の1都1府5県(特別地区に該当する地域を除く。)、茨城・栃木・群馬・山梨の4県(首都圏整備法による都市開発区域に限る。)、滋賀・奈良・和歌山・三重の4県(近畿圏整備法による都市開発区域に限る。)、滋賀・岐阜・三重の3県(中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)による都市整備区域及び都市開発区域に限る。)、京都・兵庫の1府1県(特別地区及び多雪寒冷地区に該当する地域を除く。)
多雪寒冷地区	青森・岩手・秋田・山形・福島・長野・新潟・富山・石川・福井の10県(特別地区に該当する地域を除く。)、宮城県、栃木県(日光市(旧今市市、旧足尾町及び旧藤原村を除く。))に限る。)、群馬県(沼田市、特別地区に該当する地域を除く利根郡及び吾妻郡に限る。)、山梨県、岐阜県(郡上市、益田郡、揖斐川町(旧藤橋村に限る。))、特別地区に該当する地域を除く大野郡、高山市及び飛騨市に限る。)、滋賀県(米原市(旧伊吹町に限る。))、長浜市(旧木之本町及び旧西浅井町に限る。))及び高島市(旧マキノ町、旧今津町及び旧朽木村に限る。))に限る。)、京都府(福知山市(旧三和町を除く。))、舞鶴市、綾部市、宮津市、与謝郡、南丹市(旧美山町に限る。))及び京丹後市のうち近畿圏整備法による都市開発区域以外の地域に限る。)、兵庫県(豊岡市、美方郡、養父市及び朝来市(旧和田山町に限る。))に限る。)、鳥取県、島根県(浜田市(旧那賀郡を除く。))、益田市(旧美濃郡を除く。))、江津市(旧桜江町を除く。))及び大田市(旧邇摩郡に限る。))を除く。)
奄美地区	鹿児島県(奄美市及び大島郡に限る。)
一般地区	上記以外の地域(北海道及び沖縄県を除く。)

地域の区分	都道府県名
I	北海道
II	青森県 岩手県 秋田県
III	宮城県 山形県 福島県 栃木県 新潟県 長野県
IV	茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 富山県 石川県 福井県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県
V	宮崎県 鹿児島県
VI	沖縄県
1	次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、I地域に区分されるものとする。 青森県 十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町 岩手県 久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
2	次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、II地域に区分されるものとする。 北海道 函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧瀬棚町を除く。）、島牧村、寿都町 宮城県 栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。） 山形県 米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町 福島県 会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧塩川町を除く。）、田村市（旧都路村を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村 栃木県 日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。） 群馬県 沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬬恋村、草津町、中之条町（旧六合村に限る。）、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。） 新潟県 十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入広瀬村に限る。）、津南町 山梨県 富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）

長野県 長野市（旧長野市、旧大岡村、旧信州新町、旧中条村を除く。）、松本市（旧松本市、旧四賀村を除く。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧長谷村を除く。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曽町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐阜県 高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村

3 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、Ⅲ地域に区分されるものとする。

青森県 青森市（旧青森市に限る。）、深浦町

岩手県 宮古市（旧新里村、旧川井村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町

秋田県 秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く。）、潟上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大潟村

茨城県 土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町

群馬県 高崎市（旧倉渕村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町（旧六合村を除く。）、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町（旧水上町を除く。）、

埼玉県 秩父市（旧大滝村に限る。）、小鹿野町（旧両神村に限る。）、

東京都 奥多摩町

富山県 富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。）、黒部市（旧宇奈月町に限る。）、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。）、上市町、立山町

石川県 白山市（旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。）、

福井県 大野市（旧和泉村に限る。）、

山梨県 甲府市（旧上九一色村に限る。）、都留市、山梨市（旧三富村に限る。）、

	北杜市（旧明野村、旧小淵沢町を除く。）、笛吹市（旧芦川村に限る。）、鳴沢村、富士河口湖町（旧河口湖町を除く。）、小菅村、丹波山村
岐阜県	中津川市（旧中津川市、旧長野県木曽郡山口村を除く。）、恵那市（旧串原村、旧上矢作町に限る。）、飛騨市（旧宮川村、旧神岡町に限る。）、郡上市（旧美並村を除く。）、下呂市（旧金山町を除く。）、東白川村
愛知県	豊田市（旧稲武町に限る。）、
兵庫県	養父市（旧関宮町に限る。）、香美町（旧香住町を除く。）、
奈良県	奈良市（旧都祁村に限る。）、五條市（旧大塔村に限る。）、生駒市、宇陀市（旧室生村に限る。）、平群町、野迫川村
和歌山県	かつらぎ町（旧花園村に限る。）、高野町
鳥取県	倉吉市（旧関金町に限る。）、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	奥出雲町、飯南町、美郷町（旧大和村に限る。）、邑南町（旧石見町を除く。）、
岡山県	津山市（旧阿波村に限る。）、高梁市（旧備中町に限る。）、新見市、真庭市（旧落合町、旧久世町を除く。）、新庄村、鏡野町（旧鏡野町を除く。）、
広島県	府中市（旧上下町に限る。）、三次市（旧三次市、旧三和町を除く。）、庄原市、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村に限る。）、安芸高田市（旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。）、安芸太田町（旧加計町を除く。）、北広島町（旧豊平町を除く。）、世羅町（旧世羅西町を除く。）、神石高原町
徳島県	三好市（旧東祖谷山村に限る。）、
高知県	いの町（旧本川村に限る。）、

4 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、Ⅳ地域に区分されるものとする。

福島県	いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市（旧氏家町に限る。）、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町
新潟県	新潟市、長岡市（旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。）、三条市（旧下田村を除く。）、柏崎市（旧高柳町を除く。）、新発田市、見附市、村上市（旧朝日村を除く。）、燕市、糸魚川市、上越市（旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。）、阿賀野市（旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。）、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
長野県	阿智村（旧清内路村に限る。）、大鹿村
宮崎県	都城市（旧山之口町、旧高城町を除く。）、延岡市（旧北方町に限る。）、小林市（旧野尻町を除く。）、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉

村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県 伊佐市、曾於市、霧島市（旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。）、さつま町、湧水町

5 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、Ⅴ地域に区分されるものとする。

茨城県 神栖市（旧波崎町に限る。）
千葉県 銚子市
東京都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
静岡県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町（旧西伊豆町に限る。）
三重県 尾鷲市、熊野市（旧熊野市に限る。）、御浜町、紀宝町
和歌山県 御坊市、新宮市（旧新宮市に限る。）、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
山口県 下関市（旧下関市に限る。）
徳島県 牟岐町、美波町、海陽町
愛媛県 宇和島市（旧津島町に限る。）、伊方町（旧伊方町を除く。）、愛南町
高知県 高知市（旧高知市、旧春野町に限る。）、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、いの町（旧伊野町に限る。）、大月町、三原村、黒潮町（旧大方町に限る。）
福岡県 福岡市（博多区、中央区、南区、城南区に限る。）
長崎県 長崎市、佐世保市、島原市（旧島原市に限る。）、平戸市、五島市、西海市、南島原市（旧加津佐町を除く。）、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊本県 八代市（旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。）、水俣市、上天草市（旧松島町を除く。）、宇城市（旧三角町に限る。）、天草市（旧有明町、旧五和町を除く。）、芦北町、津奈木町
大分県 佐伯市（旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。）

備考 この表に掲げる区域は、平成25年1月31日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

(北海道)

地 区 名	地 域
特 別 地 区	離島振興法による離島振興対策実施地域
一 般 地 区	上記以外の地域

別表第2 主体附帯工事費の特例加算限度額

対象工事費	対 象 要 件	加 算 額	適用しない住宅
(1) 特殊基礎工事費	特殊基礎工事を行う場合	1戸当たり 2,980,000円	
(2) 特別規模増工事費	心身障害者世帯向住宅、老人同居向住宅、多人数世帯向住宅及び(3)のエレベーターを設ける中層住宅で、構造別ごとの1戸当たり平均床面積が別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積を著しく超える場合	1戸当たり 3,204,000円	サービス付き高齢者向け住宅
(3) エレベーター設置工事費	3階建て、4階建て及び5階建ての中層住宅においてエレベーターを設ける場合	1件当たり 25,797,000円	
(4) 消防用設備設置工事費	法令等において設置が義務付けられた消防用設備の設置を行う場合	1戸当たり 1,123,000円	
(5) 緊急通報システム設置工事費	緊急通報システムを設ける場合 ①シルバーハウジング・プロジェクト制度に係るもの及び ②老人対策のための住宅又は心身障害者世帯向け住宅で、①以外のもの。	1戸当たり 1,310,000円 1戸当たり 188,000円	サービス付き高齢者向け住宅
(6) 高齢者等向け特別設備等工事費	老人世帯、老人同居世帯又は心身障害者世帯のための住宅において特別の設計を行う場合又は特別の設備を設ける場合（手すりの設置、滑りにくい階段の処理、段差の解消、コンセントの設置（便所）及び住棟アプローチのスロープ化を行う場合を除く。）	1戸当たり 2,578,000円	サービス付き高齢者向け住宅
(7) 雪害防除工事費	多雪寒冷地区（特別豪雪地帯を含む。）において、雪害防除のために必要な工事を行う場合	1戸当たり 1,787,000円	
(8) 特殊屋外附帯工事費	特殊屋外附帯工事を行う場合	1戸当たり 1,367,000円 ただし、本区分の加算を受けて合	都市再生住宅

		併処理浄化槽を設ける場合にあっては、 2,168,000円															
(9) 店舗等併設工事費	公共建築物、店舗等が併設する場合	1戸当たり 1,339,000円	改良住宅、小規模改良住宅及び更新住宅														
(10)ピロティ等設置工事費	ピロティ、屋上遊園等を設ける場合	1戸当たり 1,310,000円	改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅														
(11)試作住宅設置工事費	試作住宅の工事を行う場合	1戸当たり 1,339,000円	改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅														
(12)作業所設置工事費	農山漁村向住宅に作業所を設ける場合	構造に応じて次の表に掲げる1㎡当たり工事費に作業所の床面積（1戸当たり12㎡を限度とする）を乗じた額	特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅、準特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅及び都市再生住宅														
		<table><tr><td>構 造 別</td><td>1㎡当たり工事費</td></tr><tr><td>木造平屋建及び準耐火構造平屋建</td><td>132,000円／㎡</td></tr><tr><td>木造2階建及び準耐火構造2階建</td><td>141,000円／㎡</td></tr><tr><td>低層耐火構造</td><td>143,000円／㎡</td></tr><tr><td>中層準耐火構造</td><td>143,000円／㎡</td></tr><tr><td>中層耐火構造</td><td>143,000円／㎡</td></tr><tr><td>高層耐火構造</td><td>165,000円／㎡</td></tr></table>		構 造 別	1㎡当たり工事費	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	132,000円／㎡	木造2階建及び準耐火構造2階建	141,000円／㎡	低層耐火構造	143,000円／㎡	中層準耐火構造	143,000円／㎡	中層耐火構造	143,000円／㎡	高層耐火構造	165,000円／㎡
		構 造 別		1㎡当たり工事費													
		木造平屋建及び準耐火構造平屋建		132,000円／㎡													
		木造2階建及び準耐火構造2階建		141,000円／㎡													
		低層耐火構造		143,000円／㎡													
		中層準耐火構造		143,000円／㎡													
		中層耐火構造		143,000円／㎡													
		高層耐火構造		165,000円／㎡													
(13)耐久性向上工事費	木造住宅の耐久性向上に係る次の基準に適合する工事を行う場合又はこ	1戸当たり 1,787,000円	都市再生住宅														

	れと同等以上の耐久性を有すると認められる工事を行う場合 ① 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部を木造とする住宅にあつては、すむ柱の小径は12cm角（通し柱であるすみ柱にあつては、13.5cm）以上であること。 構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材の全部又は一部に枠組壁構造を用いる住宅にあつては、枠組壁工法を用いる外壁の下地材料は、厚さ9mm以上の構造用合板であること。 ② 防腐及び防蟻措置に関して有効な措置を講じたものであること。 ③ 基礎は、一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とし、地面からその上端までの高さは40cm以上であること。 ④ 外壁の床下部分には、壁の長さ4m以内ごとに、有効面積300cm²以上の換気孔を設け、床下はコンクリートで覆うこと。 ⑤ 小屋裏の壁で屋外に面するもの又は軒裏には、換気上有効な位置に2以上の換気孔を設けるものとし、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合は、原則として300分の1以上とすること。 ⑥ 住宅の床下及び小屋裏は、点検が容易に行えるよう点検口及び点検スペースが設けられたものであること。	ただし、住宅の構造別ごとの1戸当たり平均床面積が、別表第1に掲げる1戸当たり標準床面積未満の場合は、1,787,000円に、その1戸当たり平均床面積に44m²を加えたものを1戸当たり標準床面積に44m²を加えたもので除した数値を乗じて得た額	
(14)スライド条項等適用工事	過年度に交付決定を受け、本年度以降に歳出分が残っている国庫債務負	1戸当たり 2,578,000円	都市再生住宅

費	担行為を行った事業又は施行期間が複数年度にまたがり各年度において公営住宅法附則第5項により無利子貸付金の貸付を受ける事業で、契約後12箇月以上経過した時点で賃金又は物価の変動のため工事請負契約を更改することにより工事請負契約額を増額した場合		
(15)その他特別工事費	その他特別の事情がある場合	1戸当たり 2,578,000円	

別表第3 開発充当率

(1)開発充当率

取得の条件		開発充当率
1	国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第6条の2の適用を受けて取得する場合	1.00
2	1㎡当たり 6,000円以下の価格で取得する場合	1.00
3	その他の場合 改良住宅の容積率が(2)の基準容積率以上の場合	1.00
	改良住宅の容積率(A%)が(2)の基準容積率(A ₀ %)未満の場合	$1.00 - 0.01 \times a$ $a = A_0 - A$ ただし、aは整数となるよう小数点以下を切り捨てるものとする。

(2)基準容積率

	特 別	一 般	特 別
--	-----	-----	-----

地区区分 構造	特別豪雪地帯 を除く 大 都 市	奄 沖 美 縄	特別豪雪地帯 に限る 北 海 道 多雪寒冷
木造(平屋) 低層準耐火構造(平屋) 低層耐火構造(平屋)	% 2 0	% 2 0	% 2 0
木造(2 階) 低層準耐火構造(2 階) 低層耐火構造(2 階)	3 5	3 5	3 0
中層準耐火構造(3 階) 中層耐火構造(3 階)	5 5	5 5	5 5
中層耐火構造(4・5階)	7 5	7 0	6 5
高層耐火構造	1 1 4	1 0 6	9 9

(注) 地区区分は、別表第 1 (その 6) による地区区分である。

別表第 4 用地取得費の地域区分

○その 1 (大都市－ I)

都道府県	市町名
埼玉県	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、飯能市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、三芳町
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市
東京都	東京都区部、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市
神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町
静岡県	静岡市
愛知県	名古屋市、長久手市
滋賀県	大津市
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、精華町
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市
兵庫県	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市
奈良県	奈良市、生駒市
広島県	広島市、府中町
沖縄県	那覇市

○その２（大都市－Ⅱ）

都道府県	市町名
北海道	札幌市
宮城県	仙台市
茨城県	取手市、牛久市
栃木県	宇都宮市
群馬県	前橋市、高崎市
埼玉県	熊谷市、行田市、加須市、本庄市、東松山市、鴻巣市、深谷市、久喜市、幸手市、日高市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、宮代町、白岡市、杉戸町
千葉県	木更津市、野田市、茂原市、成田市、東金市、勝浦市、市原市、君津市、袖ヶ浦市、印西市、富里市、酒々井町、大網白里市
東京都	あきる野市、瑞穂町、日の出町
神奈川県	小田原市、三浦市、秦野市、南足柄市、寒川町、二宮町、松田町、開成町、愛川町
新潟県	新潟市
石川県	金沢市、輪島市
福井県	福井市
山梨県	甲府市、大月市
長野県	軽井沢町
岐阜県	岐阜南町
静岡県	浜松市、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、函南町、清水町、長泉町
愛知県	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、あま市、東郷町、扶桑町、大治町、蟹江町、南知多町
滋賀県	草津市、守山市、栗東市、野洲市
京都府	南丹市、久御山町
大阪府	河内長野市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町
兵庫県	姫路市、洲本市、加古川市、高砂市、淡路市、たつの市、播磨町
奈良県	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、平群町、三郷町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町

和歌山県	和歌山市、海南市、橋本市
岡山県	岡山市
広島県	呉市、廿日市市、海田町
山口県	周南市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市、須崎市
福岡県	北九州市、福岡市、大野城市
沖縄県	宜野湾市、浦添市、沖縄市、与那原町

別表第5 その他の土地整備費の限度額

費 用 の 種 類	限 度 額														
(1) 道路整備費	整備に要する額														
(2) 下排水工事費															
(3) 児童遊園整備費															
(4) 緑地整備費															
(5) 地区施設等用地取得造成費															
(6) 店舗、作業場設置工事費	整備に要する額 ただし、構造の別に応じて次の表に定める1㎡当たり工事費に店舗、作業所又は管理事務所の床面積を乗じた額を限度とする。 <table> <tr> <th>構 造 別</th><th>1㎡当たり工事費</th></tr> <tr> <td>木造平屋建及び準耐火構造平屋建</td><td>132,000円／㎡</td></tr> <tr> <td>木造2階建及び準耐火構造2階建</td><td>141,000円／㎡</td></tr> <tr> <td>低層耐火構造</td><td>143,000円／㎡</td></tr> <tr> <td>中層準耐火構造</td><td>143,000円／㎡</td></tr> <tr> <td>中層耐火構造</td><td>143,000円／㎡</td></tr> <tr> <td>高層耐火構造</td><td>165,000円／㎡</td></tr> </table>	構 造 別	1㎡当たり工事費	木造平屋建及び準耐火構造平屋建	132,000円／㎡	木造2階建及び準耐火構造2階建	141,000円／㎡	低層耐火構造	143,000円／㎡	中層準耐火構造	143,000円／㎡	中層耐火構造	143,000円／㎡	高層耐火構造	165,000円／㎡
構 造 別	1㎡当たり工事費														
木造平屋建及び準耐火構造平屋建	132,000円／㎡														
木造2階建及び準耐火構造2階建	141,000円／㎡														
低層耐火構造	143,000円／㎡														
中層準耐火構造	143,000円／㎡														
中層耐火構造	143,000円／㎡														
高層耐火構造	165,000円／㎡														
(7) 管理事務所設置工事費															

(8) 集会所設置工事費	整備に要する額 ただし、25,697,000円／件を限度とする。
(9) 子育て支援施設の設置工事費	整備に要する額 ただし、25,697,000円／件を限度とする。
(10)高齢者生活相談所設置工事費 (シルバーハウジング・プロジェクト制 度により設けられるものに限る。)	整備に要する額 ただし、25,697,000円／件を限度とする。
(11)物置の設置工事費	整備に要する額 ただし、400,000円／件を限度とする。
(12)施設併存構造費及びピロティー建設工 事費	整備に要する額 ただし、中層耐火構造 69,000円／㎡、高層耐 火構造 77,000円／㎡ を限度とする。
(13)立体的遊歩道及び人工地盤建設工事費	整備に要する額 ただし、155,000円／㎡を限度とする。
(14)防災関連施設整備費	整備に要する額
(15)水害危険集落地区内における宅地の整 備に要する費用	整備に要する額
(16)測量・調査・設計費	測量等に要する額
(17)工場等の移転補償費	移転補償に要する額
(18)その他国土交通大臣が必要と認める費 用	必要と認める額

附 則

第1条 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第2条 岩手県、宮城県及び福島県の区域内における公営住宅等の標準建設費等の算出にあたっては、本通知の規定にかかわらず、平成23年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成23年3月30日付け国住備第200号、国住整第164号、国住市第217号（最終改正：平成23年5月2日付け国住備第42号、国住整第21号、国住市第57号））の規定によるものとする。

附 則

第1条 この要綱は、平成25年4月15日から適用する。

第2条 この要綱は、子育て定住支援賃貸住宅（福島定住等緊急支援交付金交付要綱（平成25年4月15日付け国官会第3678号通知）附属編第2の1－1に規定する「子育て定

住支援賃貸住宅」をいう。)についても適用する。この場合において、第1の表に以下のように加える。

住宅等の種類	標準建設費等の種類	工事費等
子育て定住支援賃貸住宅（福島定住等緊急支援交付金交付要綱(平成25年4月1日付け国官会第3678号通知)附属編第2の1－1に規定する「子育て定住支援賃貸住宅」をいう。)	地域優良賃貸住宅整備事業等補助要領(平成19年3月28日付け国住備第162号)第4条第5項に規定する標準工事費	第2、第3及び第4により算出した主体附帯工事費、共同施設工事費及び特定工事費の合計額

附 則

第1条 この要綱は、平成25年5月15日から適用する。

第2条 岩手県、宮城県及び福島県の区域内における公営住宅等の標準建設費等の算出にあたっては、本通知の規定にかかわらず、平成23年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成23年3月30日付け国住備第200号、国住整第164号、国住市第217号（最終改正：平成23年5月2日付け国住備第42号、国住整第21号、国住市第57号））の規定によるものとする。ただし、次の第3条から第5条に掲げるものについてはこの限りではない。

第3条 岩手県、宮城県及び福島県の区域内における公営住宅等の主体附帯工事費（サービス付き高齢者向け住宅に係るものを除く。）の算出にあたっては、平成23年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成23年3月30日付け国住備第200号、国住整第164号、国住市第217号（最終改正：平成23年5月2日付け国住備第42号、国住整第21号、国住市第57号））第2第1項（1）に基づき得た額に、当該住宅の階数に応じて、以下の各号に掲げる数値を乗じたものとする。

- 一 階数が2以下の場合 1.031
- 二 階数が3以上5以下の場合 1.022
- 三 階数が6以上の場合 1.021

2 岩手県、宮城県及び福島県の区域内におけるサービス付き高齢者向け住宅の主体附帯工事費の算出にあたっては、平成23年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成23年3月30日付け国住備第200号、国住整第164号、国住市第217号（最終改正：平成23年5月2日付け国住備第42号、国住整第21号、国住市第57号））第2第1項（2）に掲げる主体附帯工事基本額に、当該住宅の階数に応じて、前条各項に掲げる数値を乗じたものを主体附帯工事基本額として取り扱う。

3 前2項で算出する額については、1000円以下の単位を四捨五入して取り扱う。

第4条 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内にお

いて実施する事業に関しては、第 12 第 2 項中「(9)については 1 施設当たり 670,000 円以下、」とあるのは、「(9)については 1 施設当たり 705,000 円以下、」とする。

第 5 条 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内において実施する事業に関しては、別表第 2 中、以下の表に掲げる対象工事費について、以下の表に掲げる加算額とする。

対象工事費	加 算 額
(2) 特別規模増工事費	1 戸当たり 3,372,000 円
(9) 店舗等併設工事費	1 戸当たり 1,409,000 円
(11) 試作住宅設置工事費	1 戸当たり 1,409,000 円

附 則

第 1 条 この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から適用する。

第 2 条 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内において実施する事業に関しては、平成 23 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成 23 年 3 月 30 日付け国住備第 200 号、国住整第 164 号、国住市第 217 号（最終改正：平成 23 年 5 月 2 日付け国住備第 42 号、国住整第 21 号、国住市第 57 号）。以下、「平成 23 年度標準建設費等共同通知」という。）第 2 の 2 (4) 中「別表第 2 の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1 及び 2 (1) から (3) までの規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。」とあるのは、「国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1 及び 2 (1) から (3) までの規定により算出した額に、次に掲げる額を加算した額とする。

イ 1 及び 2 (1) から (3) までの規定により算出した額に 0.15 を乗じた額以内で国土交通大臣の決定した額

ロ 別表第 2 の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）においては、同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額」とする。

2 前項により読み替えた平成 23 年度標準建設費等共同通知第 2 の 2 (4) イの規定による額の算出においては、平成 25 年 5 月 15 日付け附則第 3 条の規定を準用する。

3 平成 23 年度標準建設費等共同通知別表第 2 中、(15) その他特別工事費の「対象要件」欄について、「その他特別の事情がある場合」とあるのは、「① 地域特有の事情等により、性能の向上又は工期の短縮等を図るために特別の工事を実施する場合 ② その他特別の事情がある場合」とし、「加算額」欄について、「1 戸当たり 2,695,000 円」とあるのは、「① 1 戸当たり 2,695,000 円 ② 1 戸当たり 2,695,000 円」とする。

○平成 25 年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成 25 年 3 月 29 日国住備第 573 号、国住整第 74 号、国住市第 159 号）（傍線部は改正部分）

新	旧																
第 1（略） 第 2 主体附帯工事費 1（略） 2 主体附帯工事費の特例 (1)～(3)（略） (4) 主体附帯工事費を増額する場合 別表第 2 の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1 及び 2 (1) から (3) までの規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。 (5)（略） 第 3～13（略） 別表第 1（略） 別表第 2 主体附帯工事費の特例加算限度額 <table><tr><th>対象工事費</th><th>対 象 要 件</th><th>加 算 額</th><th>適用しない住宅</th></tr><tr><td>(15)その他特別工事費</td><td>その他特別の事情がある場合</td><td>1 戸当たり 2, 578, 000円</td><td></td></tr></table> 別表第 3～別表第 5（略）	対象工事費	対 象 要 件	加 算 額	適用しない住宅	(15)その他特別工事費	その他特別の事情がある場合	1 戸当たり 2, 578, 000円		第 1（略） 第 2 主体附帯工事費 1（略） 2 主体附帯工事費の特例 (1)～(3)（略） (4) 主体附帯工事費を増額する場合 別表第 2 の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1 及び 2 (1) から (3) までの規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。 (5)（略） 第 3～13（略） 別表第 1（略） 別表第 2 主体附帯工事費の特例加算限度額 <table><tr><th>対象工事費</th><th>対 象 要 件</th><th>加 算 額</th><th>適用しない住宅</th></tr><tr><td>(15)その他特別工事費</td><td>その他特別の事情がある場合</td><td>1 戸当たり 2, 578, 000円</td><td></td></tr></table> 別表第 3～別表第 5（略）	対象工事費	対 象 要 件	加 算 額	適用しない住宅	(15)その他特別工事費	その他特別の事情がある場合	1 戸当たり 2, 578, 000円	
対象工事費	対 象 要 件	加 算 額	適用しない住宅														
(15)その他特別工事費	その他特別の事情がある場合	1 戸当たり 2, 578, 000円															
対象工事費	対 象 要 件	加 算 額	適用しない住宅														
(15)その他特別工事費	その他特別の事情がある場合	1 戸当たり 2, 578, 000円															

附 則

第1条 この要綱は、平成25年5月15日から適用する。

第2条 岩手県、宮城県及び福島県の区域内における公営住宅等の標準建設費等の算出にあたっては、本通知の規定にかかわらず、平成23年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成23年3月30日付け国住備第200号、国住整第164号、国住市第217号（最終改正：平成23年5月2日付け国住備第42号、国住整第21号、国住市第57号））の規定によるものとする。ただし、次の第3条から第5条に掲げるものについてはこの限りではない。

第3条 岩手県、宮城県及び福島県の区域内における公営住宅等の主体附帯工事費（サービス付き高齢者向け住宅に係るものを除く。）の算出にあたっては、平成23年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成23年3月30日付け国住備第200号、国住整第164号、国住市第217号（最終改正：平成23年5月2日付け国住備第42号、国住整第21号、国住市第57号））第2第1項（1）に基づき得た額に、当該住宅の階数に応じて、以下の各号に掲げる数値を乗じたものとする。

- 一 階数が2以下の場合 1.031
- 二 階数が3以上5以下の場合 1.022
- 三 階数が6以上の場合 1.021

2 岩手県、宮城県及び福島県の区域内におけるサービス付き高齢者向け住宅の主体附帯工事費の算出にあたっては、平成23年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成23年3月30日付け国住備第200号、国住整第164号、国住市第217号（最終改正：平成23年5月2日付け国住備第42号、国住整第21号、国住市第57号））第2第1項（2）に掲げる主体附帯工事基本額に、当該住宅の階数に応じて、前条各項に掲げる数値を乗じたものを主体附帯工事基本額として取り扱う。

3 前2項で算出する額については、1000円以下の単位を四捨五入して取り扱う。

第4条～ （略）

附 則

第1条 この要綱は、平成25年5月15日から適用する。

第2条 岩手県、宮城県及び福島県の区域内における公営住宅等の標準建設費等の算出にあたっては、本通知の規定にかかわらず、平成23年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成23年3月30日付け国住備第200号、国住整第164号、国住市第217号（最終改正：平成23年5月2日付け国住備第42号、国住整第21号、国住市第57号））の規定によるものとする。ただし、次の第3条から第5条に掲げるものについてはこの限りではない。

第3条 岩手県、宮城県及び福島県の区域内における公営住宅等の主体附帯工事費（サービス付き高齢者向け住宅に係るものを除く。）の算出にあたっては、平成23年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成23年3月30日付け国住備第200号、国住整第164号、国住市第217号（最終改正：平成23年5月2日付け国住備第42号、国住整第21号、国住市第57号））第2第1項（1）に基づき得た額に、当該住宅の階数に応じて、以下の各号に掲げる数値を乗じたものとする。

- 一 階数が2以下の場合 1.031
- 二 階数が3以上5以下の場合 1.022
- 三 階数が6以上の場合 1.021

2 岩手県、宮城県及び福島県の区域内におけるサービス付き高齢者向け住宅の主体附帯工事費の算出にあたっては、平成23年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成23年3月30日付け国住備第200号、国住整第164号、国住市第217号（最終改正：平成23年5月2日付け国住備第42号、国住整第21号、国住市第57号））第2第1項（2）に掲げる主体附帯工事基本額に、当該住宅の階数に応じて、前条各項に掲げる数値を乗じたものを主体附帯工事基本額として取り扱う。

3 前2項で算出する額については、1000円以下の単位を四捨五入して取り扱う。

第4条 （略）

附 則

第1条 この要綱は、平成25年9月1日から適用する。

第2条 本通知において対象とする事業のうち、岩手県、宮城県及び福島県の区域内において実施する事業に関しては、平成23年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（平成23年3月30日付け国住備第200号、国住整第164号、国住市第217号（最終改正：平成23年5月2日付け国住備第42号、国住整第21号、国住市第57号）。以下、「平成23年度標準建設費等共同通知」という。）第2の2(4)中「別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）において、国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額を加算した額とする。」とあるのは、「国土交通大臣が必要と認めるときは、主体附帯工事費は、1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に、次に掲げる額を加算した額とする。

イ 1及び2(1)から(3)までの規定により算出した額に0.15を乗じた額以内で国土交通大臣の決定した額

ロ 別表第2の「対象要件」欄に掲げる場合に該当する場合（同表の「適用しない住宅」欄に掲げる住宅に係る場合を除く。）においては、同表の「対象工事費」欄に掲げる工事費として同表の「加算額」欄に定める額以内で国土交通大臣の決定した額」とする。

2 前項により読み替えた平成23年度標準建設費等共同通知第2の2(4)イの規定による額の算出においては、平成25年5月15日付け附則第3条の規定を準用する。

3 平成23年度標準建設費等共同通知別表第2中、(15)その他特別工事費の「対象要件」欄について、「その他特別の事情がある場合」とあるのは、「① 地域特有の事情等により、性能の向上又は工期の短縮等を図るために特別の工事を実施する場合 ② その他特別の事情がある場合」とし、「加算額」欄について、「1戸当たり 2,695,000円」とあるのは、「① 1戸当たり 2,695,000円 ② 1戸当たり 2,695,000円」とする。